

伊達地方消防組合職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月30日

伊達地方消防組合

管理者 須田 博行

伊達地方消防組合規則第3号

伊達地方消防組合職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

伊達地方消防組合職員の育児休業等に関する規則（平成26年伊達地方消防組合規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出し及び同条各号列記以外の部分中「3」を「4」に改める。

第16条ただし書中「ただし、」の次に「第1号及び」を加え、「通知書の交付によらないことを適当と認めるときは、」を「失効し、又は取り消される育児短時間勤務の1週間当たりの勤務時間及び承認に係る期間の末日（当該育児短時間勤務が延長されている場合にあつては、延長された期間の末日）が、引き続いて承認される育児短時間勤務の1週間当たりの勤務時間及び期間の末日と同一である場合にあつては、」に改める。

第19条中「であつて1日につき定められた勤務時間が6時間15分以上であるもの」を削る。

第20条の見出し中「請求手続」を「請求、第2項申出及び第3項変更の手続」に改め、同条第1項中「部分休業承認請求書（様式第5号）により行う。」を「育児休業法第19条第2項の規定による申出（第3項において「第2項申出」という。）及び同条第3項の規定による当該申出の内容の変更（第3項において、「第3項変更」という。）、部分休業簿（様式第5号）により行うものとする。」に改め、同条に次の1項を加える。

3 任命権者は、第2項申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより第3項変更をしなければ条例第16条の5に規定する子の養育に著しい支障が生じるか否かを判断するため必要があると認めるときは、第3項変更をしようとする職員に対して証明書類の提出を求めることができる。

様式第5号を次のように改める。

様式第5号 (第20条関係)

決裁欄 (所属長等)

部分休業簿

申出対象期間	年度
--------	----

所属	氏名

1 請求に係る子	氏名	続柄等	生年月日
			年 月 日

2 申出	申出月日	申出の内容 (①又は②を記入)	※申出の内容 (変更後の内容も共通) ① 1日につき2時間を超えない範囲内 ② 1年につき条例で定める時間 (10日相当) を越えない範囲内
	月 日		

3 変更 (第1回目)	申出月日	変更等の内容 (①又は②を記入)	変更が必要な事情	特別の事情の有無	決裁欄
	月 日				

3 変更 (第2回目)	申出月日	変更等の内容 (①又は②を記入)	変更が必要な事情	特別の事情の有無	決裁欄
	月 日				

4 備考	
------	--

(注)

申出、変更又は請求に係る子の氏名、職員との続柄等及び生年月日を証明する書類としては例えば以下が挙げられる。
 医師又は助産師が発行する出生(産)証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公庁が発行する出生届受理証明書
 又は養子縁組届受理証明書、事件に係属している家庭裁判所等が発行する事件係属証明書、児童相談所長が発行する委
 託措置決定通知書又は証明書等 (写しでも可)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。